

厚労省PTの中間報告が示した今後の検討事項(抜粋)

- ・就労能力や適性を評価する仕組みの創設
- ・就労支援の人材を育成する統一カリキュラムの作成
- ・通勤や職場における支援の充実、類似サービスの役割整理
- ・在宅就労、短時間雇用など多様な働き方への対応
- ・障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の取り扱い
- ・障害者手帳を所持していない人の雇用率制度での取り扱い
- ・就労系障害福祉サービス(就労継続A型・B型など)の見直し

障害者就労支援

能力の評価基準作成へ

雇用と福祉 初の合同検討会

厚生労働省は6日、障害者の雇用・福祉施策の連携強化に向けた検討会を立ち上げた。障害者の就労能力や仕事の適性を評価する仕組みをつくり、ハローワークや障害福祉サービス事業所で共有することなどを論点とする。2001年の省庁再編後も旧厚生省と旧労働省の審議会が別々に政策立案してきたが、障害者が働くことをめぐり、初めて合同で議論する。今後、関係団体から意見聴取した上で三つの作業班で議論を進める。21年6月に議論をまとめる。(福田敏克)

初会合の冒頭で土屋一福社部局が一体となつた。厚生労働審議官は「障害者の就労支援はこの十数年で大きく変化した。雇用部局と

喜久・厚生労働審議官は「障害者の就労支援試みだ。障害者の就労支援の施策、ひいては

その一つが障害者の就労能力を評価する仕組みづくりだ。現在は統一した評価基準がなく、判断は現場任せになつていて。就労支援に当たる人材育成についても共通の仕組みができるいか検討する。雇用率制度の課題も多い。障害者が労働契約を結んで働きながら

障害者施策全般を前進させる契機にしていく」とあいさつした。

検討事項は省内幹部による「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」が今年9月29日に中間報告として提起したことが中心になる見込み。

主に、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度、障害者総合支援法に基づく就労系サービスにまたがることを議論する(表参照)。



あいさつする土屋審議官(右側立つ)

ビジネス「就労継続支援A型事業」をめぐっては、企業などに義務を課す法定雇用率の計算式に批判がある。現在は計算式にA型利用者を含めていることから「A型利用者が増えるにつれて法定雇用率も上がり、企業の負担が重い」とし、計画式から除くべきという主張だ。障害者を基準よりも多く雇う企業への助成制度についてもA型利用者を外すべきとの意見がある。企業が精神障害者を雇用しても、本人が精神障害者保健福祉手帳を持ついないとその企業の雇用率に算定さ

れないと問題がさ

れてきた。検討会は、
通院医療の自己負担を
減らす受給者証の所持
や新しい「就労能力の
評価基準」での評価を
もとに雇用率に算定で
きないが検討する。

検討会の委員は18
人。座長には社会保険
審議会障害者部会で座
長を務める駒村康平・

慶應義塾大教授が就い

た。

同部会は旧厚生省
の障害保健福祉部が所
管する。

座長代理は労働政策
審議会障害者雇用分科
会座長の阿部正浩・中
央大学教授。同分科会は
旧労働省の職業安定局
が所管する。残る16人
も主に障害者部会・障
害者雇用分科会から選
ばれた。

検討会立ち上げの契
機は、18年夏に発覚し
た障害者雇用をめぐる
中央省庁の水増し問題

だ。

再発防止に向けて
19年6月に成立した改
正障害者雇用促進法の
国会審議で、雇用施策
と福祉施策の一体的展
開を求める付帯決議が
ついた。

A型見直し待つたなし

視点

「雇用と
福祉の連
携」というとほんやり
するが、要は二つの部
局にまたがる長年の懸
案事項にいよいよ手を
つけようということと
だ。特に、障害者が労
働者でもあり福祉サー
ビスの利用者でもある
A型事業はややこし
い。

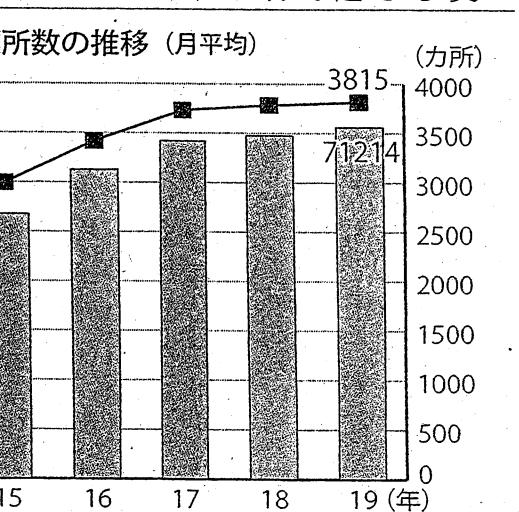
福社サービスとして
事業所に支払われる
障害報酬を利用者の賃
金に充てるのは指定基
準違反だが、全体の6
割はこの基準が守られ
ていない。

さらに、この6割の
事業所のうち8割に当
たる事業所は、前年度
も基準を満たせていない。
つまり、A型全体
の半数弱が2年続けて
の基準違反組だ。

これに対し、福祉サ
ービスを提供する側か
ら「基準を満たせない

れないと声が上がった。
19年度の実績でA型
は事業所数3万15力
所、利用者数7万12
人。12年度に比べ
て事業所も利用者も約
3倍に増えた上グラフ
参照。障害福祉サービ
スの中でも比較的大き
な比重を占める。

もはや複雑に絡んだ
問題を見ないふりでき
ない段階に入ったと言
えるだろう。



A型事業所の全国団
体「全Aネット」の久
保寺一男理事長は本紙
の取材に、「利用者に
賃金を払える仕事を十
分に確保できないA型
事業所の経営情報は、
自治体が開示すべき
だ。雇用率制度などで
A型を適用外とする
企業からA型事業所に良質な仕
事が発注される仕組みも
セットで検討してほし
い」としている。

事業所には、基準を満
たす事業所への障害報
酬と差を設けることも
問題か、A型の在り
方を検討すべきだ」と
いっていいる。